# 九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

翻訳: 15世紀バルセロナの解放奴隷たち アント ニ・アルバセーテ=イ=ガスコン

阿部, 俊大 九州大学大学院言語文化研究院国際文化共生学部門·国際文化学講座

https://doi.org/10.15017/7153567

出版情報:言語科学. 51, pp.89-110, 2016-03-31. The Faculty of Languages and Cultures, Kyushu University

バージョン: 権利関係:

# 15世紀バルセロナの解放奴隷たち

アントニ・アルバセーテ=イ=ガスコン (訳:阿部俊大)

#### ELS LLIBERTS A LA BARCELONA DEL SEGLE XV

#### Antoni Albacete i Gascón

以下の論文は、大まかに言って、私がバルセロナ大学地理歴史学部における博士課程の 2006 - 2008 年の 2 年間のプログラム「中近世の世界: 研究の最前線」において、2007 - 2008 年の課程で作成した論文の一部である。その論文は、15 世紀のバルセロナの奴隷たちが自由を得るために彼らの主人たちと交わした文書群を主題としたものであり、私の博士論文提出資格(高等教育免状 Diploma d'Estudis Avançats) 取得論文であった¹。

タイトルに示されているように、私はこの研究において、解放され、自由な人間としてバルセロナの社会に統合された奴隷たちの多様な側面を扱っている。その目的のため、公証人文書を利用して、この人間集団の足跡を追った。彼らは、それらの文書の中で、他の解放奴隷や生まれついての自由人と結婚している。ささやかな商取引を行っている。委任状を与えている。遺言による遺贈を受け取り、また設定している。罪を犯している。そして何より、社会的に活躍し、国王から賞賛を得ている。

利用する文書の類型はかなり多様である。領収書がある<sup>2</sup>。売買文書がある<sup>3</sup>。労働契約がある<sup>4</sup>。 借金の証文がある<sup>5</sup>。学習契約があり<sup>6</sup>、贈与文書があり<sup>7</sup>、賃貸契約があり<sup>8</sup>、遺言執行に関する文

<sup>1 「15</sup> 世紀(1440 年-1462 年)のバルセロナにおける奴隷解放文書の形式」*Les formes d'alliberament pactat a la Barcelona del segle XV (1440-1462).* バルセロナ大学地理歴史学部中世史・古文書学専修分野、2007-2008 年。指導教官:同大学同学部同専修分野正教授イグナシ・バッジャス=イ=ジャルディ博士。未刊行。

<sup>2</sup> 補遺 28, 30, 33, 35, 37, 39, 46, 50, 56, 57, 66, 67, 68, 71, 72.

<sup>3</sup> 補遺 13, 17, 21, 42.

<sup>4</sup> 補遺 1, 12, 31, 32, 36, 41, 48.

<sup>5</sup> 補遺 19, 25, 26, 44, 66, 70.

<sup>6</sup> 補遺 72.

<sup>7</sup> 補遺 61, 69.

<sup>8</sup> 補遺 29.

書や、持参金の取り決め<sup>10</sup>、婚約<sup>11</sup>、委任<sup>12</sup>、遺産の放棄<sup>13</sup>についての文書がある。この研究の実施 に際して利用した典拠の主要部分は一次史料であるが、二次文献も利用している。本稿で引用し た文書は全て、要約して末尾の補遺に掲載する。文書を引用する際には、この補遺における番号 で示すこととする。

# 性別と人種

本稿で扱われる解放奴隷の多くは女性であり、38人に上る<sup>14</sup>。男性の解放奴隷は、22名が見出される<sup>15</sup>。一方、当該文書群に何らかの形で現れる生来の自由人は、男性が70人と多数派であり、女性は24人に過ぎない。

最も数の多い人種は黒人であり<sup>16</sup>、全員が男性である。このグループには、説明的に「黒人」と表記される者と<sup>17</sup>、出自ないし出身地がエチオピア<sup>18</sup>やキレナイカ Munt de Barques<sup>19</sup>と表記され

<sup>9</sup> 補遺 2, 3, 4, 6, 8, 9, 10, 11, 15, 16, 23, 24, 27, 38, 40, 51, 60, 64, 65.

<sup>10</sup> 補遺 5, 22, 49, 52, 59, 63, 66.

<sup>11</sup> 補遺 5、22、49、59、66.

<sup>12</sup> 補遺 14, 18, 20, 34, 43, 45, 47, 53, 54, 55, 58, 62.

<sup>13</sup> 補遺 26.

 <sup>14</sup> 補遺 1, 2, 5, 6, 11, 14, 15, 20、22, 24, 25, 30, 32, 33, 36, 38, 39, 42, 46, 47, 49,

 50, 51, 53, 54, 55, 56, 60, 63, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72.

 <sup>15</sup> 補遺 1, 2, 5, 6, 11, 14, 15, 20, 22, 24, 25, 30, 32, 33, 36, 38, 39, 42, 46, 47, 49, 50, 51, 53, 54, 55, 56, 60, 63, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72.

<sup>16</sup> 彼らは、自らの主導権の下で兄弟団を形成した(バルセロナ・1455 年)ことが伝えられている 唯一の集団である。ただし、その兄弟団は他の解放奴隷や生来の自由人にも開かれていた。後に バレンシアでも兄弟団が作られた(1472 年)。Miguel Gual Camarena, «Una cofradía de negros libertos en el siglo XV», Estudios de la Edad Media de la Corona de Aragón (Saragossa), 5 (1952), p. 457-466. を参照。他の人種集団については、職業と関係した多様な兄弟団に対して行われた、遺贈文書に現れる諸事例がある(Antoni Albacete, "Els lliberts barcelonins del segle XV a través dels seus testaments», Acta Historica et Archaeologica Mediaevalia (Barcelona), 27-28 (2006-2007)中の 148-158 頁の表を参照)。後期中世のバルセロナにおける、サハラ以南のアフリカ人の状況についての一般的な理解については、Fabiana Plazolles Guillen, «Barcelona a finales de la Edad Media: ¿entre mestizaje y conservación biológica?», a Negros, mulatos, zambaigos. Derroteros africanos en los mundos ibéricos. Berta Ares Queija y Alessandro Stella (coords.), Sevilla: CSIC, 2000, p. 21-57. を参照。

<sup>17</sup> 補遺 26, 27, 58, 59。

<sup>18</sup> 補遺 44。

<sup>19</sup> 補遺 34 と 41 を参照。カタルーニャにおいては、Mont de Barques ないし Munt de Barques という名前は、Barca と呼ばれる、歴史的地域としてのキレナイカを指す。この地はスーダンか

る者がある。続く人種はロシア人であり、 男性  $2 \, A^{20}$ と女性  $1 \, A^{21}$ である。チェルケス人女性 $^{22}$ 、ブルガリア人女性 $^{23}$ 、ギリシア人は  $2 \, 人$ ずつ現れる。ギリシア人は女性  $1 \, L^{24}$ と男性  $1 \, L$ である $^{25}$ 。ムスリム女性 $^{26}$ とサルデーニャ人男性 $^{27}$ は、それぞれ  $1 \, L$ だけ現れる。

#### 職業:労働契約と学習契約

文書中で解放奴隷の職業に言及されるのは17回のみである。男性に関しては、この種の情報が10件見出される。2度ずつ現れている職業は、農夫<sup>28</sup>、職人<sup>29</sup>、下僕<sup>30</sup>である。陶工<sup>31</sup>、 綿織工<sup>32</sup>、パン職人<sup>33</sup>、そして港湾運搬人<sup>34</sup>は1度ずつ現れている。女性解放奴隷に関しては、その職業についての9回の言及のうち、8回は女中として働いている<sup>35</sup>。9件目の事例では乳母として働いている<sup>36</sup>。 職業は比較的多様であるが、後述するように、具体的な事例を見ていくと、 経済的状況も人によってかなり多様であった。

バルセロナ公証人歴史文書館における調査で、生来の自由人が、以前奴隷だった人物と結んだ

らのキャラバン・ルートの地中海における到着地であり、キャラバン交易の商品の1つである黒人奴隷が取引される場でもあった。地中海のキリスト教諸国における黒人奴隷の多くがこの地を経由しており、(この地が)多くの黒人の出身地だと思われるほどであった。

<sup>20</sup> 補遺 43, 45。

<sup>21</sup> 補遺 66。

<sup>22</sup> 補遺 60。

<sup>23</sup> 補遺 32, 38。

<sup>24</sup> 補遺 69。

<sup>25</sup> 補遺 12。

<sup>26</sup> 補遺 61。

<sup>27</sup> 補遺 66。

<sup>28</sup> 補遺 13, 52。

<sup>29</sup> 補遺 62, 63。

<sup>30</sup> 補遺 12, 41。

<sup>31</sup> 補遺 19。

<sup>32</sup> 補遺 22。

<sup>33</sup> 補遺 26。

<sup>34</sup> 補遺 66。

<sup>35</sup> 補遺 1, 14, 30, 32, 36, 57, 68, 71。

<sup>36</sup> 補遺 50。乳母として働いていた女性解放奴隷というテーマに関しては、Josep Hernando i Delgado, «L'alimentació làctica dels nadons durant el segle XIV. Les nodrisses o dides a Barcelona, 1295-1400, segons els documents dels protocols notarials», Estudis Històrics i Documents dels Arxius de Protocols (Barcelona), XIV (1996), p. 55.を参照。

労働契約が7点見つかった37。2つの事例において、契約の「動機」は、契約相手となる人物に対する、解放奴隷の債務返済である。例えば、織物商のジュアン・スレールの女奴隷であったブルガリア出身のマリアは、1442年3月1日付の文書において、法学士ペラ・セス・デウスと、ペラが彼女の解放のために与えた30リブラを返済するため、来る3月10日から4年間彼に仕えることを約束している。両者の間の契約は、私的形態で結ばれたものであろう。というのも、1444年1月30日の文書では、ペラによる労働契約の取り消しが記されており、マリアは契約した4年のうち、ほぼ2年しか働いていないのである。この事例では、マリアは奉公の最後に、金銭や動産を一切受け取れなかった38。

フランセスク・カルネルの事例はより複雑である。労働契約を記した 1442 年 2 月 15 日付の公証人文書によると、フランセスクはかつて、カルダス・ダ・モンブイのニコラウ・デ・カルネルの奴隷であり、幾つかの理由からバルセロナの代官 veguer の囚人となっていたが、ジャウマ・ダ・ケールのおかげで出獄することが出来た。ジャウマが、両替商ニコラウ・グアルのもとから10 アラゴン・フローリン39を、バルセロナの代官法廷の牢役人であるリュイス・プルロールに保釈金のため、またバルセロナの行政官 batlle と彼を解放するために行った取り決めのために、支払ったからである。このため、フランセスクは債務を返済するため、ジャウマに対し、彼のために3年間、彼の屋敷やバルセロナにある彼の所有地で、農作業その他のジャウマが課す仕事を果たしつつ、働くことを約束している。フランセスクは、ジャウマに仕える間、忠実であり、彼の要求に誠実に応じることを約束している。また、もしこれらの義務を果たさなかったら、ジャウマが彼を奴隷とすることを約束している。。ジャウマ・ダ・ケールの側は、彼に食事と飲み物を与え、病気の際には世話をすることを約束している⁴。この事例では、契約者であるジャウマは、3年間と彼に借りている 10 フローリンに達した際には、フランセスクが契約にある約束を果たしたならば、8 フローリン⁴2を与えることを約束している⁴3。

1442年1月18日付の、バルセロナのサンタ・マリア・ダル・マル教会で聖職禄を得ている司祭ジュアン・バロによる領収書は、アナスタシアの、16リブラの借金を理由にした労働契約について教えてくれる。アナスタシアは、王の門衛であったアンドレウ・ロピスの未亡人エリセンダ

<sup>37</sup> 註 4 を参照。

<sup>38</sup> 補遺 32。

<sup>39</sup> 当該文書において、アラゴンの 10 フローリン金貨は 5 リブラと 10 ソリドゥスに相当すると説明されている。

<sup>40</sup> これらはかつて奴隷だった人物の労働契約に共通する書式である。

<sup>&</sup>lt;sup>41</sup> これは労働契約において、生来の自由人の場合でもかつて奴隷だった人物の場合でも、極めてよく見られる条項である。Josep Hernando i Delgado, «Els contractes de treball d'agricultors segons els protocols notarials del segle XIV», *Estudis Històrics i Documents dels Arxius de Protocols* (Barcelona), XVI (1998), p. 123-210. を参照。

<sup>42</sup> 当該文書において、4 リブラと8 ソリドゥスに相当すると説明されている。

<sup>43</sup> 補遺 31。

の奴隷であったが、1441 年 2 月 1 日付の文書で、理髪師であるアントニ・ルビに、バルセロナの 行政官法廷の規定の下で、16 リブラの返済を約束している。1441 年 2 月 27 日、公証人ジュアン・ スニェールの下で作成された公式な文書において、ジュアン・バロはアントニ・ルビから、アナ スタシアに対する 16 リブラの債権を譲り受けている。3 年間の労働が取り決められたが、アナス タシアはジュアンに 9 か月間は召使として仕え、残る 2 年と 3 か月のため、アナスタシアはジュアンに 10 リブラを支払った44。

解放奴隷コーラ<sup>46</sup>、カタリーナ<sup>46</sup>、ペラ=ジュアン<sup>47</sup>の労働契約は極めて似ている。 これら 3 つの事例では、2 年間の契約が結ばれている。また、3 件とも、契約者たちは食料と飲料を奉仕者に与えることを約束している。カテリーナの契約では、契約者の扶養義務は、彼女 4 歳の娘であるマルケシアにも及んでいる。コーラとペラ=ジュアンの契約では、飲食に加え、服と靴を与えること、さらに、病の際に世話をすることが約束されている。コーラとカタリーナの契約では、契約期間が終わる際、彼女らは奉仕に対する支払いを受け取る。コーラの場合は、新しく、14 から15 ソリドゥスの価値のある上着と、25 ソリドゥスの価値のあるマントである。カタリーナの場合は、奉仕に対し年に 4 リブラを受け取る。カタリーナは契約者であるフランセスク・コルメルに、もし彼女に前払いで8 リブラを払うなら、それを受け取るのに相当する期間、彼に仕えると約束している。労働契約文書の続きに、フランセスク・コルメルから約束の8 リブラを受け取ったというカタリーナの確認が記されており、彼女が前払いで8 リブラを受け取ったことがわかる<sup>48</sup>。

幾つかの労働契約では、契約の有効期間が契約者の生涯に渡っていた。アレナと<sup>49</sup>アンナ<sup>50</sup>の事例がそれである。アレナはスザンナと彼女の亡夫である商人ニコラウ・プジャルの奴隷であった。スザンナは、アレナが彼女に対して、1439年8月3日付で、次のクリスマスからスザンナの存命中行う奉仕への対価として、66ソリドゥスを支払っている。また、存命中はアレナに食事を与えることも約束している。また、スザンナは、死後には毎年アレナに10リブラを与え、これはかつ

<sup>44</sup> 補遺 30。

<sup>45</sup> 補遺 12。

<sup>46</sup> 補遺 36。

<sup>47</sup> 補遺 41。

<sup>48</sup> この、カタリーナがフランセスク・コルメルから規定の8リブラを受け取ったことを確認する 文書では、8リブラのうち6リブラは、バルセロナ市民で商人であった故ジュアン・ジュストの 相続人であるニコラウ・ペリスの妻カタリーナ・ダ・ジャグアから受け取ったと述べられている。 労働契約書、また仕事に対する給与の領収書と同じ日付である。カタリーナ・ダ・ジャグアは、 かつてバルセロナ市民で被服商であるラファエル・ダ・ガリネルの女奴隷であるカタリーナが、 彼女に対し7リブラを支払ったことを確認している。それはバルセロナの行政官の法廷において、 マヌエル・バジェスの商人ジュアン・ジュストに対する債務70リブラの一部として、両者の間で 和解として為された決定による額である。補遺37。

<sup>49</sup> 補遺 1。

<sup>50</sup> 補遺 48。

ての主人であるスザンナの相続人たちが支払うこととされている。死後には金銭に加え、都市バルセロナの、新城壁の前のリベラ通りにある、スザンナが居住している住居の下にある店舗の用益権が与えられる。また、アレナに彼女の寝台と複数のテーブル、毛布、長枕、シーツ2組、寝台掛けと毛布が与えられる。スザンナは彼女の元奴隷であるアレナに対し、もし後にこれら全ての前述の贈与を受け取りたいのならば、アレナがスザンナの死まで共に住み、病める時も健やかなる時も、正直に仕えるという条件で、これら全ての贈与を行っている。もしアレナがこれらの条件を満たさなければ、贈与は無効となる。アレナはこれらの条件を受け入れている。

バレンシア市民である故ジャウマ・ダ・モンロッチの息子、ジュアン・ダ・モンロッチの奴隷であったアンナは、1448年3月29日付の文書で、バルセロナ司教座で聖職禄を得る司祭である同ジュアンに、彼が死ぬまで仕えることを約束している。アンナは彼女の主人と、彼に仕えるために共に生活し、許可なく彼の下を離れないことを約束している。もしこれに違反すれば、アンナは罰金として50リブラを支払わなければならない。仕える間、アンナはジュアンから食事・飲み物・衣服と靴を与えられ、病気の際には世話をされる。この奉仕の期間のため、アンナは50リブラを受け取る。文書の続きにおいて、既定の50リブラを受け取った旨の、アンナが署名した領収書が見出される<sup>51</sup>。

1465 年 4 月 30 日付の学習契約が見つかっている。そこでは、故人である商人ジュアン・ブラルトの女奴隷であったルシア――ジュアネット(小ジュアン)の母親――は、農夫の仕事を学ばせるため、彼女の息子をペラ・カステヤルに 17 年間預けることを約束している。ペラはこのジュアネットに食事と衣服を与えることを約束している。この文書には、同じ日にペラ・カステヤルが、ルシアが彼に支払った 40 ソリドゥスを受け取ったという確認が記されている。双方から、乳離れした後の 3 歳のジュアネットの食費、 また衣服と教育の費用とされているものである52。この取り決めでは、ペラはジュアネットを教育する権利を保持するものとされており、ここでその権利を主張している。おそらく、ペラ・カステヤルとジュアネットの間には、何らかの親族関係があったと考えられる。或いは父と息子であったのかもしれない。

如何なる意味でも例外的なのが、画家リュックや彫刻家ジョルディ・ダ・デウ及びジョルディ・サフォンの事例である。彼らは、奴隷であった時期に仕事を習得、または熟練している。自由になった際にはこれらの職務につき、名声を得ている。ギリシアの出身であるジョルディ・ダ・デウは<sup>53</sup>、彫刻家であるジャウマ・カスカイの奴隷であった<sup>54</sup>。解放されると、 短期間サルベラで同地の商人の葬儀用礼拝堂の彫刻と墓を作成している(1377-1378)。その後、タラゴーナ地方に数年

<sup>51</sup> 同じ1448年3月29日付で、労働契約に先立って、バレンシア市民である故ジャウマ・ダ・モンロッチの娘であるジュアナ・ダ・モンロッチによって、宗教上の理由により彼女の女奴隷アンナを解放するという文書が作成されている。おそらくジュアナ・ダ・モンロッチは、司祭ジュアンの親族であろう (補遺48を参照)。

<sup>52</sup> 補遺 72。

<sup>53</sup> Francesca Español, El Gòtic català. Manresa: Fundació Caixa Manresa; Angle, 2002, p. 207.

<sup>&</sup>lt;sup>54</sup> Francesca Español, El Gòtic català, op. cit., p. 281.

間住んでいる。最初はポブレット修道院<sup>55</sup>での仕事のためであり、その後は彼の仕事、とりわけ彫刻が周辺の小教区に受け入れられたためであった。1390年頃バルセロナに定住し、2つの関連するプロジェクトを担当している。司教座聖堂の内陣の鎧戸と、市庁舎の正面である<sup>56</sup>。ポブレット修道院の王たちの墓を飾る彼の彫刻群は、国王ペラ3世の称賛を得ている<sup>57</sup>。

ジョルディ・サフォンは、1431 年にバルセロナのカテドラルの西の回廊で作業している<sup>58</sup>。1441年には、ルトリ・グアルテルの死に際し、彼に代わってリェイダのカテドラルの工事の長となっている。契約の際はまだマルク・サフォンの奴隷であった。ほどなく自由を得て、リェイダで結婚し、死ぬまで同地に住んだ。本来の名前は二バであり、そこから、コーカサスかタタールの出自であると考えられる。工事記録に記載されている 13 年間——1454年頃に死去した——その頃完成した正門に携わった。側柱の彫刻群、特に「白い聖母」と呼ばれるものも作成した。 また、他の彫刻のプロジェクトにも参加した。祭壇上の飾り台の彫刻を完成させ、素晴らしい石の説教壇を制作し、またおそらく都市の周辺でも作品を作成した。彼の主人が彼に寄せた信頼は、彼の作品のレベルの高さから理解できる。彼はバルセロナの市庁舎の作品にも参加している<sup>59</sup>。

画家のリュイス・ボラッサの奴隷であるリュックは、タタールの出自で、18 歳で購入された。この購入は1392年に行われた。リュックは1401年と1415年の2回、所有者の家から脱走した。この2回目は、おそらくギリシア出身のフランシスコ会の修道士の助けを得ていたようである。捕えられた後、リュックが主人にリュイス・ボラッサと共に、サルベラのサン・ニコラウ兄弟団のために彫刻飾りを作成する契約書に署名している。リュックはボラッサによって解放されていたかもしれないが、実質的に自由を得るのは、彼が死んでからであった。解放までに、ボラッサが買った他の女奴隷との間に娘を1人もうけている。解放されたリュックは、バルセロナの市庁舎のガラス窓の制作に参加した。マヨルカ王国に定住し、多くの彫刻飾りを作成した。この王国で1434年初めに死去している60。

<sup>55</sup> ポブレットの王たちの墓の事業は、ジャウマ・カスカイとそのチームによってはじめられ、そこにまだ奴隷であったジョルディ・ダ・デウが参加していた。カスカイが死んだ時、既に解放されていたジョルディが、それ以降の事業を引き継いだのであろう。Francesca Español, *El Gòtic català...*, p. 207.

<sup>&</sup>lt;sup>56</sup> Francesca Español, El Gòtic català..., p. 245.

<sup>&</sup>lt;sup>57</sup> 「そして私がよく知るように、これらの人々の中で、ジュアン・ダ・カステイ師の奴隷であったジョルディほど、これらの墓を作るのに適した人はいない」"e com sapiam bé que en aqueixes partides no ha persona tan abta a fer les dites tombes com Jordi, qui fou esclau de mestre Johan (*sic*) de Castays", Francesca Español, *El Gòtic català...*, p. 200.

<sup>&</sup>lt;sup>58</sup> Francesca Español, El Gòtic català..., p. 286.

<sup>&</sup>lt;sup>59</sup> Francesca Español, El Gòtic català..., p. 288.

<sup>&</sup>lt;sup>60</sup> Josep Maria Madurell i Marimon, «El pintor Lluís Borrassà. Su vida, su tiempo, sus seguidores y sus obras», *Anales y Boletín de los Museos de Arte de Barcelona* (Barcelona), vol. VII, Barcelona: Ayuntamiento de Barcelona, 1949, p. 37-41.

#### 商取引

奴隷も解放奴隷も、生来の自由人が行っていたように――彼らの持つ可能性の中で――経済的な取引を行っていた。公証人文書には、動産・不動産の購入・売却・貸借の事例が見出される。バルセロナ司教座の救貧院の奴隷であった、ジュアン・プジャーダスの事例は興味深い。農業――奴隷であった時に習得した職業と思われる――に従事していたこの元奴隷は、1440 年 8 月 22 日から 1443 年 2 月 27 日にかけて、バルセロナで複数の地片を購入している。具体的には、都市バルセロナの領域の様々な場所で、4 つの地片を購入しており、すべてブドウ畑を持つものであった。価格はそれぞれ 30 リブラ、47 リブラ、10 ソリドゥスと 31 リブラであった<sup>61</sup>。

1441年2月8日の借用文書では、元奴隷で、バルセロナの住民で陶工となっているマルティ・ベリョックが、所有する黒毛のやせ馬を、商人のジュアン・ムンテッラの、栗毛のラバと44ソリドゥスと交換している。マルティはジュアンに44ソリドゥスを借りており、それを2回に分けて支払うことを約束している。1回目は復活祭、2回目は6月のサン・ジュアンの祭日である62。 故バルナッ・ポンスの奴隷であった、元女奴隷のアントニアは、代訴人のバランゲー・プジャルの未亡人であるマルガリーダと共に、農園業のフランセスク・ダスパラゲラに、オスピタレットと呼ばれる地のプロヴァンサーナ小教区にある中庭付きの不動産を、8リブラ5ソリドゥスで売却している。当該不動産は18デナリウスの貢租負担義務を伴うものであるが、誰に払わねばならないのかは明記されていない63。

# 解放奴隷と以前の所有者

解放奴隷たちは、時にかつての所有者たちと大なり小なり強い関係を持っており、彼らと築いた絆を示している<sup>64</sup>。商人ペラ・ドルタルの未亡人で、バルセロナのサンタマリア・ダ・ムンタレグレ修道院の修道女であった、イザベルのケースがそれである。彼女は、彼女の甥ジャウマ・ダ・コイの元女奴隷であったマリアの遺言執行人である法学士ペラ・セス・デウスが、マリアが彼女に遺言で遺した遺産8リブラを受け取っている<sup>65</sup>。元奴隷たちも、ひとたび解放されると、やはり以前の主人やその親族から遺産を受け取っている。興味深いのがマリアの事例である。彼女はアルナウ・ベルトランの未亡人、故コンスタンサの女奴隷であった。1440年9月3日、彼女の元主人コンスタンサの遺言執行人たちの代理人である司祭ニコラウ・クルターダから、前倒しで10リブラを受け取ったことを確認する受領書に署名している。その10リブラは、彼女の元所有者

<sup>61</sup> 補遺 13、17、35 を参照。21 番の文書は途中で切れているため、価格が現れていない。

<sup>62</sup> 補遺 19。

<sup>63</sup> 補遺 42。

<sup>64</sup> Antoni Albacete, «Els lliberts barcelonins...», p. 143·172 には、解放奴隷たちがかつての主人やその家族に遺した多様な遺産が示されている。

<sup>65</sup> 補遺8と註87および89を参照。

が、彼女が死ぬまで、毎年10月6日に受け取るように遺言に記していたものであった66。

ブルガリアの出自である新改宗者のマリアは、バルセロナ都市民で漁夫であったラモン・サ・ファブレガの未亡人である故マリアの奴隷であったが、マリアの遺言書の執行人たちから、複数の服用の布地を受け取ったことを、1443年3月9日の文書で確認している<sup>67</sup>。

1448 年 11 月 4 日にはカテリーナへの言及がある。彼女は故ミケル・ダロスの女奴隷であったが、彼の未亡人セレナの遺言執行人たちから、50 ソリドゥスの遺産を受け取った<sup>68</sup>。

バルセロナ都市民で運送人のアントニ・ダ・グアルバスの妻で、故アントニ・フェレールの元女奴隷であったリュシアの事例では、1458年2月21日、アントニの息子で相続人であるバルトメウから、彼の父が彼女に「結婚資金のため」遺産として遺した25 リブラを受け取っている<sup>69</sup>。農夫アントニ・カステイェットの妻マルガリーダは、商人である故ラモン・サメットの妻、故エウラリアの女奴隷であったが、ラモンとエウラリアの息子である故パウ・サメットの「(彼女が)存命中の」贈与により、年25 ソリドゥスの収入を得る権利を保持していた<sup>70</sup>。

#### 解放奴隷同士の関係

文書群からは、かつての奴隷たちの間で構築された、多様なタイプの関係の事例が見出される。 多くの事例において、契約を結んでいる解放奴隷たちは、同じ出自を有するか、同じ人種に属している。1441年10月28日の遺言執行文書では、騎士である故ジャウマ・ダ・ビラグートの奴隷であった黒人ジャウマ・ダ・ビラグートが、商人のアンドレウ・スルソナ――ガルセラン・ダ・クルイェスの妻ブリジダの奴隷であった、やはり黒人のパン職人でバルセロナ市民の故アントニ・クルイェスの包括相続人――から、修道士式の、茶色の裏地のある黒い布の上着を受け取ったことを確認しているで、

1447 年 1 月 13 日の文書が伝える他の事例では、エチオピア人でバルセロナの都市民であるジュアン・ブレスが、やはりエチオピア人で彼の同居人であるジュアン・ユベットに、その家に 1 年 8 か月住んでいた自分の 5 歳の息子、バルナッの食料・飲料・靴のために、バルセロナの 9 リブラ 18 ソリドゥスの借りがあることを確認している。ジュアン・ブレスは、期限を設けて上述の金額を支払うことを確認している。その日から次の 5 月 1 日までの間に、33 ソリドゥスに相当する 3 フローリンを支払い、返済し終えるまで年に 33 ソリドゥスを支払うとされる $^{72}$ 。

最後に、ジュアン・バルセブラの奴隷であった、チェルケス出身のカタリーナは73、バルセロナ

<sup>66</sup> 補遺 15。

<sup>67</sup> 補遺 38。

<sup>68</sup> 補遺 51。

<sup>69</sup> 補遺 65。

<sup>70</sup> 補遺 33。

<sup>71</sup> 補遺 27 と註 90 および 92 を参照。

<sup>72</sup> 補遺 44。

<sup>78</sup> カタリーナは、この文書が作成された 1455 年 10 月 27 日には、既に故人となっていた。数年

司教座で聖職禄を得る司祭のジャウマ・ブネッと共に、やはりチェルケス人で、故フランセスク・サルタの女奴隷であったマリアの、遺言執行人に指名されている<sup>74</sup>。

## 解放奴隷間の婚姻および混合婚

かつての奴隷たちの間の婚姻――比較的普通のことだった――には、特別な言及をせざるを得まい。これらの書類は、一般に、複数の公証人文書を含んでいる。もっとも共通している文書は、未来の夫が未来の妻からの持参金を受け取ったことを確認し、彼女に終生に渡る諸権利の保持を保証するものである。また、カップルが厳粛に結婚の秘蹟による彼らの結合を約束し、一般に「教会において」婚礼を実行する期限が記されている文書も含まれるのが常である。マルティ・ダ・マリモンの事例がそれである。彼はかつて、故バルナッ・ダ・マリモンの奴隷であり、1440年1月6日には、将来の妻であり、故バランゲー・エステバの奴隷であったカタリーナから、持参金として20リブラを受け取ったことを確認しているで。同じ日付で作成された、続く文書では、マルティ・ダ・マリモンとカタリーナの間で、そこに示された言葉で婚姻を結ぶこと、またその1月の内に「教会において」祝福を受け、他の如何なる人物とも婚姻を結ばないことが約束されている。もし約束を守らなかった場合は、誓約者たちは罰金19リブラを支払うとされているで。

綿織工であるジュアン・マスの事例も同様である。彼はかつて、やはり綿織工のアントニ・マスの奴隷であったのだが、1441年4月7日付けで、将来の妻である、ギレム・ダ・スレルおよびその亡き妻エリオノールの女奴隷であったカタリーナから、持参金として22リブラを受け取ったことを確認している。ここでは、10リブラが現金で、残りの12リブラが衣服と布地で支払われている。ジュアンの側からは、花嫁への贈り物として11リブラがカタリーナに与えられた。ジュアンは、カテリーナが自分で持参金として持参した財産と、彼が贈った財産、計33リブラに関して、カテリーナが権利を保持すると確認している。その同じ日、ジュアン・ダ・マスとカタリーナの間で、そこに記された言葉で婚姻を結ぶこと、またその4月の内に「教会において」祝福を受け、他の誰とも婚姻しないことを約束している。もし約束を守らなかった場合は、罰金とし

後の1445年2月17日、バルセロナの都市民で外科医であるジュアン・ダルマウが、やはりカタリーナの遺言執行人であったバルセロナ司教座で聖職禄を得ている司祭のジャウマ・ブネッから、39ソリドゥスを受け取ったことを確認している。これは腕の骨折の治療費として、カタリーナがジャウマに負っていたものであった(補遺64を参照)。カタリーナは1440年4月16日、王の認可を受けたバルセロナの公務公証人であるギレム・ジュルダのもとで遺言を作成している。この公証人は、1455年8月21日に当該遺言所を公開している(Antoni Albacete, «Els lliberts barcelonins...», p. 152の doc. 44 の表を参照)。

<sup>74</sup> 補遺 60。

<sup>75</sup> 補遺 5。

<sup>76</sup> 補遺 5。5 日後の 1440 年 1 月 11 日付けで、再度結婚を約束する他の文書が存在している。このときは、不履行の場合の罰金として 20 リブラが設定されている (補遺 7)。

て10リブラを支払うとされている"で。

バルセロナ市民で石工であったジュアン・ダ・グアルバス――聖ヨハネ騎士修道会の修道士でカタルーニャ管区長であったリュイス・ダ・グアルバスの元奴隷――の事例もある。彼は1457年6月18日、妻であり、故ジャウマ・プリンニャの女奴隷であったクンスタンサから、持参金として68リブラを受け取ったことを確認している。ジュアンはクンスタンサに対し、彼女が持参金に対して権利を保持することを保証している78。

生来の自由人と、解放奴隷の間の婚姻も見られる。普通、夫が生来の自由人であり、妻が元奴隷であった。一例が、農園業のアルフォンス・ガルシアと、商人シモとその妻の女奴隷であったアレナの状況である。1448年8月1日に作成された3通の文書を通じ、現金と動産で持参金12リブラが与えられている。そして「教会において」、その8月のうちに祝福を受けること、また約束を違えた場合には罰金10リブラを支払うことが約束されている79。

1449年2月11日、以前、穀物業者である故マルティ・サ・オルジナの奴隷であった農夫のジャウマ・サ・オルジナは、初め農夫の故ペラ・ルジェルと結婚していた、将来の妻マリアから、持参金として22リブラを受け取ったことを確認している。ジャウマは、マリアが持参金として持参した財産に対して、権利を保持することを確認している80。

黒人であるジュアン・サガラは、バルセロナの住民で、サベッリャとアスペルトの城の城主で騎士であった、ジュアン・ダ・ボイシャドールの元奴隷であった。彼は1452年8月15日、共に故人である鋳掛職人のペラ・アスベルト・ダスプラとその妻カタリーナの娘であるジュアナから、持参金として様々な財を受け取ったことを確認している。一つは、都市バルセロナのルバドール通りにある家屋とその諸権利や付属物である。これらからは、毎年2月2日に20ソリドゥス3デナリウスの地代収入がある。他に、30ソリドゥスに相当する動産がある。ジュアンはジュアナに、彼女が持参金に対する権利を保持することを確認している。その同じ日に、ジュアン・ダ・サガラとジュアナは、そこに記した言葉によって婚姻を結ぶこと、「教会において」次の日曜日に婚姻を祝うこと、また他の誰とも婚姻を結ばないことを約束している。もし約束を違えた場合は、行政官法廷のバルセロナの行政官、もしくは他の国王役人に罰金20リブラを支払うとされる81。

1458 年 4 月 9 日と 14 日の間に、5 通の文書を通じ、ロシアの出自でバルセロナの住民であるマリアは、将来の夫でサルデーニャの都市サッセルの出自である、運搬人のペラ・ダ・カンプに、現金と布地で持参金 20 リブラを与えている。双方がそこにある言葉によって婚姻を結ぶこと、翌週に「教会において」祝福を受けることを約束している。約束を違えた場合は罰金 15 リブラを支払うとされる82。

<sup>77</sup> 補遺 22。

<sup>78</sup> 補遺 63。

<sup>79</sup> 補遺 49。

<sup>80</sup> 補遺 52。

<sup>81</sup> 補遺 59。

<sup>82</sup> 補遺66と67。

#### 解放奴隷と生来の自由人の関係

解放された奴隷たちと生来の自由人たちは、常に関係を持っていた。この事実については、公証人文書の中にたくさんの事例を見出せる。例えば、シビラ・ダ・カルドナの女奴隷であったアントニアの事例である。彼女は解放された後、サンタマリア・ダル・マル教会で聖職禄を得る司祭の故ペラ・サラと共に住み、彼に仕えていた。アントニアは、学生であるフランセスク・サラなる人物から、来る2月5日に受け取るべき12リブラを前倒しで受け取ったことを記した、1440年1月9日付の領収書に署名している。このフランセスクは、故ペラ・サラが最後の遺言により、洗礼の聖ヨハネの庇護のもとに禄を設定したサンタマリア・ダル・マル教会の礼拝堂で、聖職禄を得ている人物である。ペラ・サラはこの金を、遺言による遺産として、存命中のみの所有という条件でアントニアに遺した83。数年後の1443年6月12日、アントニアは、バルセロナのサンタマリア・ダル・マル教会で、故ペラ・サラが洗礼の聖ヨハネの庇護のもとに当該教会に設定した聖職禄を得ている司祭のフランセスク・マルティから、ペラが彼女に遺した年12リブラの残りとして、5リブラ13ソリドゥスを受け取ったことを確認している84。

1441 年 6 月 13 日、騎士である故ジュアン・ダ・ムンブイの女奴隷であったカタリーナ・ダ・ムンブイは、 袋物商のマテウ・アレマンの未亡人マルガリーダの遺言執行人たちから、5 リブラ 10 ソリドゥスの遺産を受け取ったことを確認している<sup>85</sup>。

元奴隷たちが、遺言書において、生来の自由人たちに遺産を遺していることもある。先に見た、商人ジャウマ・ダ・コイの元女奴隷であり、以前の所有者の親族に遺産を遺していた、マリアの事例がそれである<sup>86</sup>。この事例では、この女性解放奴隷の遺贈が 1440 年 1 月のうちに遺言執行人たちによってどのように実行されているかを見ることが出来る。いずれの場合も、遺産は「結婚の費用のため」のものである。約 40 ソリドゥスが、靴屋バランゲー・トレイムの娘であるバルトメバに宛てられている<sup>87</sup>。古着商のバルナッ・フランセスクの娘であるエウラリアは、5 リブラを受け取っている<sup>88</sup>。バルナッ・フランセスクは、マリアが遺した財産の大部分に関し、執行人として行動している<sup>89</sup>。

<sup>83</sup> 補遺 6。

<sup>84</sup> 補遺 40。

<sup>85</sup> 補遺 24。

<sup>86</sup> 註 65 を参照。

<sup>87</sup> 註9を参照。

<sup>88</sup> 註 10 を参照。

<sup>89 1439</sup> 年 8 月 17 日には、法学士ペラ・セス・デウスと共に、バルセロナのサン・ミケル教会の財務管理者である司祭のペラ・ジュアンに対し、56 ソリドゥスの遺贈を実行している(補遺 2 を参照)。[内訳は] 故マリアのための彫刻または司祭たちによる葬送のため、12 ソリドゥス。3 日目の諸々のミサのために 9 ソリドゥス。聖アマドールの 33 のミサのための 33 ソリドゥス。蝋の十字架のために 2 ソリドゥスである。同じ日に、故マリアの他の遺産の引き渡しが見られる。こ

先述の、かつてガルスラン・ダ・クルイェスの妻ブリジダの奴隷であった、黒人のパン職人のアントニ・クルイェス<sup>90</sup>は、2人の生来の自由人に、相続人として遺産を等分している。銀細工師バランゲー・ブネッと、商人のアンドレウ・スルソナである。しかし、遺産は抵当に入っており、バランゲー・ブネッは抵当権の一部を有していたので、彼にとっては遺言書における自分の相続分を放棄する方が、好都合であった。このため、公証人バルトメウ・コスタと商人たちの前で1441年10月27日に作成された正式な文書において、彼は当該遺産の自分の取り分を放棄している。同じ日にアンドレウ・スルソナはバランゲー・ブネッに対し、彼が故アントニ・クルイェスに貸していた金額を2日のうちに支払うことを約束している<sup>91</sup>。2日のうちではなかったが、3日目の日付でバランゲー・ブネッが署名した受領書が存在する。そこでは、故アントニ・クルイェスの包括相続人であるアンドレウ・スルソナが、バランゲーに金を支払ったことが確認されている。文書は元帳も控えも不完全であるため、金額は不明である<sup>92</sup>。

解放奴隷たちと生来の自由人たちとの関係は、相互に遺贈を行うだけに留まらない。生来の自由人たちと解放奴隷たちが、実行すべき2者間の支払いを仲介している事例も見られる。先述のアナスタシアの事例がこれである<sup>93</sup>。彼女はジュアン・バロに借りていた10リブラを2度の支払い、仲買人サルバドール・ルビラデックの妻であるエリオノールを通じて、またバルセロナのサンタマリア・ダル・マル教会の永代代理人であるフランセスク・ダ・マスを通じて返済している。

同じ状況を、やはり先述の<sup>94</sup>、故ジュアン・ボラルトの女奴隷であった、リュシアの事例でも見出せる。彼女は、商人ジュアン・ルビラの未亡人カテリーナを通じ、サンタマリア・ダ・バルベラ小教区のペラ・カステラルに 40 ソリドゥスを払っている。

元奴隷たちが署名している委任状は 13 件見つかっている。すべてが生来の自由人に宛てたものである。依頼人も代理人も女性なのは一度だけである%。5 件では双方が男性である%。残りの

ちらの事例では、バルセロナの都市民で従者であったベルトラン・ダビニョの未亡人のリュシアに渡されており、内容は故人の緑のスカート1着、シャツ1枚、ベール1枚であり、リュシアがマリアの病気の際、57日に渡って行った奉仕に対する報酬であった(補遺3を参照)。4日後の8月21日、別の遺贈が実行されている。これはバルセロナ市民で薬剤師のギレム・ババウに対するものであり、彼は、複数の理由で彼女の債務となっていた、32ソリドゥス5ソリドゥスを受け取っている。30ソリドゥス7デナリウスは、4つの大蝋燭の新しい蝋のためである。重さが18ポンド4オンスで、蝋の価格は1ポンドにつき20デナリウスであった。そしてまた、ロウソク1ポンドのために1ソリドゥス10デナリウスである(補遺4を参照)。

<sup>90</sup> 註 71 を参照。

<sup>91</sup> 補遺 26 を参照。

<sup>92</sup> 補遺 28 を参照。

<sup>93</sup> 註 45 を参照。

<sup>94</sup> 註 61 を参照。

<sup>95</sup> 補遺 47。

<sup>96</sup> 補遺 34, 43, 45, 58, 62。

文書では、依頼人が女性解放奴隷で、代理人は生来の自由人男性である<sup>87</sup>。委任状の目的は、いずれの事例でも、元奴隷たちが権利を持つ財産を取り戻すことであった。通常これらの委任状は、一般的な形式をとっており、何を誰に対して取り戻す必要があるのか、具体的に述べることはない。具体的に書かれている場合は、常に少額である。例えば、1447 年 5 月 19 日に、商人の故バルナッ・カネットの元女奴隷であったアレナが署名した委任状では、織物商のバルナット・ロカの妻であるエウラリアを、アレナの名において、以前の彼女の所有者が彼女に遺言で遺した 10 リブラを取り戻すよう、代理人に指名している。また、代理人はアレナが以前の自分の所有者である故バルナッ・カネットに貸していた 24 ソリドゥスを受け取ることも取り決められている<sup>98</sup>。

バルセロナの住民で、バリョリアの農園業者であるビセンス・バリョリアの元女奴隷であるマルガリーダは、バルセロナの都市民マルティ・ファブレガを代理人に指名している。彼女の名において、以前の彼女の所有者から、自由人の召使として彼のために働いた2年間の報酬として、6リブラを回収するためである。1440年8月23日の日付である<sup>99</sup>。しかし1440年10月16日、マルガリーダは、マルティ・ファブレガが署名した委任状を撤回することなしに、同じ目的でジュアン・ラルゲ・ダルカニスを代理人とした、他の委任状に署名している<sup>100</sup>。

解放奴隷たちが、生来の自由人から小さな貸し付けを受けることもある。故人である公証人ペラ・ロッチの元女奴隷である、マリアの事例のように。1441年10月18日付のある公証人文書において、彼女は公証人バルナッ・ムンセラートから、彼が彼女に遺すところの6リブラを借りていることを確認している。マリアは可及的速やかにそれらを返すことを約束している<sup>101</sup>。

生来の自由人と解放奴隷が、共同で商取引をしている例も存在する。先述の 1445 年 6 月 16 日 の不動産の売却がそれである 102。プロベンサーナ小教区の故バルナッ・ポンスの女奴隷であったアントニアと、代訴人のバランゲー・プジャルトの未亡人である マルガリーダの間のものである。文書群の中からは、彼らに奉仕や支援を行う、生来の自由人たちに対する感情の表現と見なせるものも見つかる。その一つが、バルセロナの司祭である故バルトメウ・サロムの元女奴隷であった、ギリシア出自のカタリーナの、1460 年 7 月 23 日の事例である。カタリーナは、彼女が病であった間にされた世話と出費に報いるため、全財産と全ての権利を、麻布工であるバルセロナの都市民ジュアン・マテウと、その妻のフランセスカに与えている。のものである。元女奴隷カタリーナは、存命中は自身がその財産の用益権を保持するという条件だけを課しており、贈与は彼女が死去する際に実行される 103。

<sup>97</sup> 補遺 14, 18, 20, 53, 54, 55。

<sup>98</sup> 補遺 47。

<sup>99</sup> 補遺 14。

<sup>100</sup> 補遺 18。

<sup>101</sup> 補遺 25。

<sup>102</sup> 註 63 を参照。

<sup>103</sup> 補遺 69。

# 解放奴隷たちと奴隷たちの関係

解放されたかつての奴隷たちと、奴隷たちとの間の関係については、マリアの事例がある。彼女はかつて、バルセロナ都市民アルナウ・ベルトランの未亡人の故コンスタンサの奴隷であった。この女性解放奴隷は、先にも、自身の以前の所有者からの生前の遺産の支払いを受け取る文書に現れている<sup>104</sup>。この事例では、またも、彼女の元の所有者であるコンスタンサの遺言執行人たちの代理人の司祭ニコラウ・クルターダを通じ、10 リブラを受け取ったことを確認している。この10 リブラは、故コンスタンサの女奴隷であるアレナの扶養のためのものである。アレナは故人の遺言の措置によりマリアの7年間仕えねばならず、仕えて4年目に10 リブラを受け取るとされている<sup>105</sup>。つまり、2 人の元所有者の遺言における措置によって、女奴隷が元女奴隷に仕えねばならないのである。

解放奴隷たちの遺言では――共通する主人を持っていた場合もそうでない場合も同様に――通常、奴隷たちに様々なタイプの遺産が遺されている<sup>106</sup>。

しかしまた、解放された元奴隷たちが、自身に仕える奴隷を所有している事例もある。多くの社会に奴隷制という現象が存在していたのだから、この事実は驚くにはあたるまい。地中海北岸の諸都市の奴隷のほとんどは、大変明らかな形態で奴隷制が存在する社会からやって来ており、そのため、ひとたび自由を得たなら、経済的事情がそれを許し、かつそれが自身にとって有益であれば、奴隷を買うのに何の問題も無かった。この状況の一例は、ジュアン・ダ・コイのものである。彼はエスプルガに住む外国人で、マグレブ出自の黒人で解放奴隷であり、かつて商人バルナッ・コイの奴隷であった。彼は1442年に、4人の奴隷を購入している107。

# 解放奴隷による犯罪・解放奴隷に対する犯罪

公証人文書では、解放奴隷たちが犯した犯罪も、同様に解放奴隷たちを対象とした犯罪も間接的に言及されている。先に、解放奴隷たちの労働契約について話した際に挙げた、カルダス・ダ・モンブイのニコラウ・デ・カルネルの元奴隷であったフランセスク・カルネルの事例では、フランセスクはアラゴン金貨10フローリンを返すため、ジャウマ・ダ・ケールのために働くと約束し

<sup>104</sup> 註 66 を参照。

<sup>105</sup> 補遺 16。

<sup>106</sup> 解放奴隷たちから奴隷たちに遺された遺産の多様さを理解するには、Antoni ALBACETE, «Els lliberts barcelonins...», p. 143·172. を参照されたい。

<sup>107 「</sup>アリ、35歳。ファティマ、30歳、商人アントニ・ロンチによって 70 リブラで購入。ブージーのサラセン人、購入金の一部をジュアン・ブルネットが負担。コーカサス出身のマルタ、40歳手前、価格 9 リブラ 10 ソリドゥスで」。これらの言及は、以下から抜粋した。Fabianne PLAZOLLES GUILLEN, «Trayectorias sociales de los libertos musulmanes y negroafricanos en la Barcelona tardomedieval», a *De l'esclavitud a la llibertat. Esclaus i lliberts a l'Edat mitjana*. Actes del Col loqui internacional celebrat a Barcelona del 27 al 29 de maig de 1999. Barcelona: CSIC-Institució Milà i Fontanals, 2000, p. 630.

ている。このフローリンは、ジャウマが、フランセスクがバルセロナの代官のもとから釈放されるために支払ったものであった<sup>108</sup>。彼がどのようなタイプの罪を犯して収監されていたのかは、労働契約が理由を記さないので、知ることが出来ない。

関連するもう一つの情報は、今度は、ある男性奴隷が女性解放奴隷に対して犯した犯罪についてのものである。それはバルセロナの行政官法廷の財政担当者であるニコラウ・ギシャールが、1447 年 4 月 28 日に署名した確認書に示されている。そこでは、都市バルセロナの行政官であるマテウ・ダ・ソレルが、2 件の犯罪容疑を調査するため、公証人のジュアン・ロスとパウ・グアルディオラと前述のニコラウ・ギシャールが、マタロとマスノウへ行った旅の経費として、その予算から 61 ソリドゥス 5 デナリウスを支出している。その一件目が、船大工であるバルナッ・ユベラの所有する、エチオピア出自のジュアンと呼ばれる奴隷による、ムンメロの農園業の元女奴隷のマリアに対する強姦容疑であった109。

3つ目の事例は、亜麻布工であるバランゲー・リョレンスの妻、サルバドーラが署名した、1450年12月12日の受領書が提供してくれる。そこでは、仕立て職人のギレム・ジャウマが、元奴隷であったマリアがサルバドーラの家から盗んだ、ネックレス用の一連のサンゴの玉のため、公証人ラファエル・リウドルを通じ、サルバドーラに金5.5フローリンを支払ったことが確認されている。サルバドーラはギレム・ジャウマに、マリアに対して有していた権利を譲渡している<sup>110</sup>。

公証人文書に現れない、売春をする女奴隷や女性解放奴隷についての言及は、この類型の文書に現れる。バルセロナの百人評議会が恒常的に取り締まっていた問題だからである<sup>111</sup>。彼女たちの一部は、女奴隷であったときから売春を行っていた。所有者と取り決めた、自身を解放するための身代金を支払うためである。この慣習は、多くの場合、高額な身代金を課すことで女奴隷の購入費を償却するために、また、彼女を完全なる奴隷制に留めておくための隠れた手段としても、所有者によって強制されていた。身代金の支払いによる将来の自由の約束は、国王――具体的には王マルティ1世の妻であるマリア・ダ・ルナ女王――によっても、また都市当局によっても、公権力から取り締まられていた<sup>112</sup>。

解放された後、年齢のために売春に従事できなかった者たちは売春斡旋業者となったが、これはバルセロナ市の百人評議会から取り締まりを受ける「職業」であった。マグレットの女奴隷で

<sup>108</sup> 註 43 を参照。

<sup>109</sup> 補遺 46。

<sup>110</sup> 補遺 56。

<sup>111</sup> AHCB. Consell de Cent, Registre d'Ordinacions, 1B.IV-4; fol. 5v-6r (部分的に、 *Els esclaus islàmics a Barcelona: blancs, negres, llors i turcs. De l'esclavitud a la llibertat (s.XIV).* Barcelona: CSIC-Institució Milà i Fontanals, 2003, p. 215-216, nota 8 に転記されている。AHCB. Consell de Cent, Registre d'Ordinacions, 1B.IV-6; fol. 2v-3r.

<sup>112</sup> AHCB, Consell de Cent, Registre d'Ordinacions Especials 1B·V·13, fol. 29r. バルセロナの 百人評議会は、1414 年にそれを詳細に繰り返している。 AHCB, Consell de Cent, Registre d'Ordinacions Especials, 1B·V·13, fol. 2r.

あったマリア、王の門番であったペラ・フェレールの女奴隷であったナ・マリア、またロッチの女奴隷であったカタリーナの事例である。フランセスカやマルガリータ、またレラット師の女奴隷であった「せむしの」アガタのように、女奴隷のままであった売春斡旋業者の事例もある<sup>113</sup>。

#### 補遺:史料一覧

※訳者註:原論文の補遺では、全ての文書に現代カタルーニャ語による要約が付されていたが、 日本語訳に掲載する意義は薄いと判断し、また字数制限を考慮して、原著者の承諾を得て、翻訳 では当該史料のバルセロナ公証人歴史文書館 (AHPB, Arxiu Històric de Protocols de Barcelona) における分類番号のみを掲載している。

- 1 (1439年8月3日) AHPB. Bartomeu COSTA, major, *Manuale primum*, 1438, desembre, 17 1444, setembre, 11, s.f.
- 2 (1439年8月3日) AHPB. Pere PONÇ, Manual, 1438, febrer, 15 1441, desembre, 21, s.f.
- 3 (1439年8月17日) AHPB. Pere PONÇ, Manual, 1438, febrer, 15-1441, desembre, 21, s.f.
- 4 (1439年8月21日) AHPB. Pere PONÇ, Manual, 1438, febrer, 15-1441, desembre, 21, s.f.
- 5(1440年1月6日)AHPB. Pere PONÇ, Manual, 1438, febrer, 15–1441, desembre, 21, s.f.
- 6 (1440年1月9日) AHPB. Antoni VILANOVA, Manual, 1439, desembre, 16 · 1440, juny, 8, s.f.
- 7 (1440年1月11日) AHPB. Pere PONÇ, Manual, 1438, febrer, 15-1441, desembre, 21, s.f.
- 8 (1440年1月11日) AHPB. Pere PONÇ, Manual, 1438, febrer, 15-1441, desembre, 21, s.f.
- 9 (1440年1月11日) AHPB. Pere PONC, Manual, 1438, febrer, 15-1441, desembre, 21, s.f.
- 10 (1440 年 1 月 14 日) AHPB. Pere PONC, Manual, 1438, febrer, 15-1441, desembre, 21, s.f.
- 11 (1440年4月23日) AHPB. Nicolau de MEDIONA, *Manuale sextum*, 1440, abril, 8 1441, juny, 7, s.f.
- 12 (1440 年 7 月 11 日) AHPB. Nicolau de MEDIONA, *Manuale sextum*, 1440, abril, 8-1441, juny, 7, s.f.
- 13 (1440 年 8 月 22 日) AHPB. Nicolau de MEDIONA, *Manuale sextum*, 1440, abril, 8-1441, juny, 7, s.f.
- 14 (1440年8月23日) AHPB. Antoni VILANOVA, *Quintum [manuale]*, 1440, juny, 9·1440, novembre, 14, s.f. / AHPB. Antoni VILANOVA, *Capibrevium octavum*, 1440, juliol, 28·1440, novembre, 22, s.f.
- 15 (1440 年 9 月 3 日) AHPB. Nicolau de MEDIONA, *Manuale sextum*, 1440, abril, 8 1441, juny, 7, s.f.
- 16 (1440年9月3日) AHPB. Nicolau de MEDIONA, Manuale sextum, 1440, abril, 8 1441,

<sup>118</sup> ルジェ・ベニート=イ=ジュリアに、彼の出版作業中の論文である *Les expulsions d'alcavots, tafurers i vagabunds a Barcelona (1401-1469)* を参照させてくれたことに、謝意を示したい。 私が提示した売春斡旋業者の解放奴隷たちについての情報は全て、当該論文から得たものである。

- juny, 7, s.f.
- 17 (1440年9月12日) AHPB. Nicolau de MEDIONA, *Manuale sextum*, 1440, abril, 8 1441, juny, 7, s.f.
- 18 (1440年10月16日) AHPB. Antoni VILANOVA, *Quintum [manuale]*, 1440, juny, 9 1440, novembre, 14, s.f.
- 19 (1441年2月8日) AHPB. Guillem JORDÀ, major, *Octavum manuale*, 1440, juny, 25-1442, març, 13, s.f.
- 20 (1441年3月2日) AHPB. Joan PEDROL, *Undecimum manuale omnium instrumentorum*, 1439, desembre, 2-1442, abril, 16, s.f.
- 21 (1441年3月31日) AHPB. Nicolau de MEDIONA, *Manuale sextum*, 1440, abril, 8-1441, juny, 7, s.f.
- 22 (1441年4月7日) AHPB. Bartomeu AGELL, Manual, 1441, març, 19 1441, juny, 13, f. 10v-11r.
- 23 (1441年4月22日) AHPB. Pere PONC, Manual, 1438, febrer, 15-1441, desembre, 21, s.f.
- 24 (1441年6月13日) AHPB. Joan FRANC, *Tricesimum manuale*, 1440, desembre, 29-1441, desembre, 22, s.f.
- 25 (1441年10月18日) AHPB. Antoni VILANOVA, *Septimum manuale*, 1441, maig, 27 1441, desembre, 15, s.f.
- 26 (1441年10月27日) AHPB. Bartomeu COSTA, major, *Manuale primum*, 1438, desembre, 17-1444, setembre, 11, s.f.
- 27 (1441年10月28日) AHPB. Bartomeu COSTA, major, *Manuale primum*, 1438, desembre, 17-1444, setembre, 11, s.f.
- 28 (1441年10月30日) AHPB. Bartomeu COSTA, major, *Manuale primum*, 1438, desembre, 17-1444, setembre, 11.
- **29** (1441年 10月 31日) AHPB. Bartomeu COSTA, major, *Manuale primum*, 1438, desembre, 17-1444, setembre, 11, s.f.
- 30 (1442年1月18日) AHPB. Joan UBAC, *Manuale quartum decimum*, 1441, novembre, 28 1444, febrer, 10, s.f.
- 31 (1442年2月15日) AHPB. Joan FRANC, *Tricesimum primum manuale*, 1441, desembre, 26-1442, desembre, 24, s.f.
- 32 (1442年3月1日) AHPB. Pere PONÇ, Manual, [1442], febrer, 19-1447, abril, 18, s.f.
- 33 (1441 年 7 月 3 日) AHPB. Francesc FERRER, Manual, 1442, novembre, 7-1446, maig, 20, f. 10r.
- 34 (1442年10月1日) AHPB. Francesc FERRER, Manual, 1442, novembre, 7 1446, maig, 20, f. 16v.
- 35 (1443年2月27日) AHPB. Nicolau de MEDIONA, Manual, 1442, juny, 8 1443, agost, 9, s.f.

- 36 (1443年2月27日) AHPB. Bartomeu COSTA, major, *Manuale primum*, 1438, desembre, 17-1444, setembre, 11, s.f.
- 37 (1443年2月27日) AHPB. Bartomeu COSTA, major, *Manuale primum*, 1438, desembre, 17-1444, setembre, 11, s.f.
- 38 (1443 年 3 月 9 日) AHPB. Francesc FERRER, Manual, 1442, novembre, 7 1446, maig, 20, s.f.
- 39 (1443年3月13日) AHPB. Narcís BRU, *Manuale octavum*, 1441, juliol, 05 1444, juny, 18, s.f.
- 40 (1443年6月12日) AHPB. Antoni VILANOVA, *Decimum manuale*, 1443, febrer, 5 1443, agost, 12, f. 61r.
- 41 (1444年2月7日) AHPB. Francesc FERRER, Manual, 1442, novembre, 7-1446, maig, 20, f. 38v-39r.
- 42 (1445年6月16日) AHPB. Gabriel Terrassa, *Manuale vicesimum*, 1444, setembre, 28 1448, octubre, 30, s.f.
- 43 (1446年3月15日) AHPB. Miquel ABELLA, *Manuale secundum*, 1446, febrer, 7 · 1449, març, 5, f. 5v.
- 44 (1447年1月13日) AHPB. Francesc MATELLA, *Manuale secundum*, 1445, novembre, 17 1449, abril, 9, f. 41r.
- 45 (1447年1月18日) AHPB. Miquel ABELLA, *Manuale secundum*, 1446, febrer, 7·1449, març, 5, f. 32v.
- 46 (1447年4月28日) AHPB. Pau GUARDIOLA, *Octavum manuale*, 1446, gener, 26 1448, març, 16, s.f.
- 47 (1447 年 5 月 19 日) AHPB. Pere SOLER, Manual, 1447, febrer, 11 1448, marc, 2, s.f.
- 48 (1448年3月29日) AHPB. Guillem JORDÀ, major, *Tercium decimum manuale*, 1448, març, 4-1449, agost, 22, s.f.
- **49** (1448年8月1日) AHPB. Pere Bartomeu VALLS, Manual, 1444, juliol, 9 1451, febrer, 16, s.f.
- 50 (1448 年 8 月 23 日) AHPB. Vicenç Bofill, *Tercium decimum manuale comune*, 1448, abril, 9-1450, març, 9, s.f.
- 51 (1448年11月4日) AHPB. Joan BRUJÓ, *Manuale undecimum*, 1448, octubre, 8 1449, setembre, 11, s.f.
- 52 (1449年2月11日) AHPB. Joan BRUJÓ, *Manuale undecimum*, 1448, octubre, 8 1449, setembre, 11, s.f.
- 53 (1449 年 4 月 1 日) AHPB. Gaspar CANYÍS, *Primum manuale*, 1448, juliol, 18-1453, desembre, 22, s.f.
- 54 (1449年7月17日) AHPB. Vicenç Bofill, *Tercium decimum manuale comune*, 1448, abril, 9-1450, març, 9, s.f.

- 55 (1450年8月22日) AHPB. Miquel ABELLA, *Manuale tercium*, 1449, març, 6 · 1451, juliol, 3, f. 65r.
- 56 (1450年12月12日) AHPB. Gaspar CANYÍS, *Primum manuale*, 1448, juliol, 18-1453, desembre, 22, f. 21v.
- 57 (1451年6月4日) AHPB. Miquel ABELLA, *Manuale tercium*, 1449, març, 6 · 1451, juliol, 3, f. 96r-v.
- 58 (1451年4月10日) AHPB. Gaspar CANYÍS, *Primum manuale*, 1448, juliol, 18 1453, desembre, 22, f. 48v.
- **59** (1452 年 8 月 15 日) AHPB. Francesc TERRASSA, *Sextum manuale*, 1451, octubre, 26-1452, octubre, 31.
- 60 (1455 年 10 月 27 日) AHPB. Miquel ABELLA, *Manuale quintum*, 1454, agost, 2 · 1457, juliol, 12. f. 38v.
- 61(1456年4月12日)AHPB. Miquel ABELLA, *Manuale quintum*, 1454, agost, 2 · 1457, juliol, 12, f. 53v·54r.
- **62** (1456年10月22日) AHPB. Miquel ABELLA, *Manuale quintum*, 1454, agost, 2 1457, juliol, 12, f. 73v.
- 63 (1457年6月18日) AHPB. Francesc TERRASSA, Capibrevium quartum decimum, 1456, novembre, 15 · 1457, juny, 18, s.f.
- 64 (1458年2月17日) AHPB. Miquel ABELLA, *Manuale sextum*, 1457, juliol, 23·1459, febrer, 28, f. 19v·20r.
- 65(1458年2月21日)AHPB. Pere Bartomeu VALLS, Manual, 1451, febrer, 16·1466, agost, 8, s.f.
- 66(1458年4月9日)AHPB. Miquel ABELLA, *Manuale sextum*, 1457, juliol, 23·1459, febrer, 28, f. 34r-35r.
- 67 (1458年4月14日) AHPB. Miquel ABELLA, *Manuale sextum*, 1457, juliol, 23 · 1459, febrer, 28, f. 35r.
- 68(1458年5月5日)AHPB. Miquel ABELLA, *Manuale sextum*, 1457, juliol, 23 · 1459, febrer, 28, f. 39v-40r.
- 69 (1460年7月23日) AHPB. Miquel ABELLA, *Manuale octavum*, 1460, febrer, 16-1461, abril, 8, f. 36v.
- 70 (1461年3月23日) AHPB. Bernat BASTAT, Plec de documentació diversa, 1443-1467, s.f. 71 (1461年10月17日) AHPB. Francesc TERRASSA, *Capibrevium decimum nonum*, 1461, març, 3·1461, novembre, 23, s.f.
- 72 (1465年4月30日) AHPB. Bernat BASTAT, Plec de documenta ció diversa, 1443-1467, s.f.

# 史料 [手稿文書] とその転写の例 (補遺50)

1448年8月23日 Barcelona

AHPB, Vicenç Bofill, *Tercium decimum manuale comune*, 1448, abril, 9-1450, març, 9, s.f. [125/9].

Manuel Burch, sutor, habitator Barchinone, et Caterina, libera et alforra, que fui serva et captiva venerabilis Guillermi Burrulli, quondam, in decretis licenciati, civis Barchinone, confitemur et recognoscimus vobis Guillermo Boschani, agricultori, parrochie Sancte Marie de Bitulona, his presenti, quod inter diversas vices sive solutiones dedistis et solvistis nobis, bene et plenare ad nostram voluntatem, sex florenos et medium auri fini Aragonum, valentes septuaginta unum solidos et sex denarios monete Barchinone de terno, ratione lactis mei, dicte Caterine, quam per duos menses et medium dedi Gabrieli, filio vestro dicti Guillermi, in tribus mensibus vel circa constituto, ipsumque lectavi tam in domo seu manso vestro, quam extra domum seu mansum vestrum. Et de quibus sex florenis et medio vos, dictus Guillermus Boschani, de voluntate mei, dicte Caterine, tradidistis et dedistis michi, dicto Manueli Burch, quatuor florenos et medium et residuos duos florenos dedistis michi, dicte Caterine, numerando. Et ideo renuntiando exceptioni peccunie non numerate et in modum predictum michi non solute, et exceptioni doli mali et actioni in factum, et omni alii iuri his obvianti. Testes huius rei sunt: Michael Salvat, calsaterius, Gabriel Malorii, payerius, et Raymundus Vilagut, curritor, cives Barchinone.

